

# 共済制度補完事業

平成30年度（対象期間；平成30年1月1日～平成30年12月31日）の配当金の還付率が決定しましたのでお知らせします。

なお、配当金については、[平成31年2月15日（金）](#)に共済組合登録口座への送金を予定しています（平成31年2月1日時点で送金データ作成）。

また、配当金額については、別途送付します「配当金お支払明細」にてご確認ください。

## 《還付率》

<b>遺族附加年金制度</b>	<b>遺族附加年金プラス制度</b>
<b>約 47.6%</b>	<b>約 45.2%</b>
<b>昨年度の実績（約 59.5%）</b>	<b>昨年度の実績（約 53.7%）</b>

- ※ 当制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みになっています。
- ※ 「重病克服支援制度」、「退職後継続保障制度」及び「医療費支援制度」には配当金はありません。
- ※ 保険期間の途中で脱退された場合には配当金の還付はありません。

◎ 事業内容については、共済制度補完事業パンフレットまたは共済制度補完事業オフィシャルサイトをご覧ください。